



ブレグジットは、加盟国間のより緊密な政治的および経済的統合を求める国々のブロックである欧州連合（EU）を形成する条約および義務からの英国の離脱に関して付された名前です。英国が EU を離脱した動機は、EU の政治的影響力から逃れ、主権国家としての自由を回復したいという願望でした。英国の離脱にもかかわらず、英国と欧州内の隣国は貿易と法律の事案において緊密な協力を継続しています。

欧州特許法

欧州特許法は、欧州特許機構への参加を希望するさまざまな加盟国間の国際的または超国家的な合意である欧州特許条約（EPC）によって定義されています。欧州特許機構は、欧州特許庁と審判部の両方で構成されています。欧州特許庁は出願の審査と欧州特許の付与を担当し、審判部は欧州特許庁の決定を精査するための審査プロセスを提供します。

欧州特許機構の加盟国では、出願人は特許権を確立するための 2 つの方法を有しています。出願人は、国内の特許庁（たとえば、英国の知的財産庁）に出願するか、欧州特許庁に出願し、欧州特許の付与後、欧州特許の各国での発効を要求することができます。これは、EPC 締約国における欧州特許の「有効化」として知られています。

欧州特許は、付与後に最低 1 か国に移行しないと失効します。欧州特許は、しばしば各国特許の「束」と呼ばれます。この特許の束は、国内の特許庁に提出された出願の代わりに、欧州特許庁によって審査を受け、付与されます。

ブレグジットと欧州特許法

欧州連合諸国以外にも欧州特許機構に加盟している国がいくつかあります。これらには、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、およびその他の国が含まれます。

英国はこれまで EU 加盟国として EPO に参加してきたものの、現在は非 EU 加盟国として EPO への参加を継続している点で特異です。欧州特許機構は欧州連合の機関ではないため、この変更が英国の欧州特許機構への参加に影響を及ぼすことはなく、欧州特許法に変更はありません。

英国の出願人は、引き続き EPO システムへの包括的なアクセスが可能です。EPO の統計によると、国籍別で出願件数を見ると、英国出願人は常に上位 10 位以内に入っています。

単一特許制度

単一特許は、付与された欧州特許を各国特許の束としてではなく、一元的な特許権



として扱うという、参加している欧州連合諸国間の合意に基づいています。この「単一」の一元的権利は、新しい統一特許裁判所システムの下で行使できるようになります。

これにより、出願人には選択肢が追加されます。出願人は欧州特許を出願し、それを各国特許の束として扱うことができます。一方で、個別の各国特許のいくつかを単一特許に移行することにより、その束を管理しやすくすることもできます。

すべての欧州連合諸国が単一特許制度への参加を選択しているわけではありません。たとえばスペインは当分の間、制度への不参加を決定しました。これは、単一特許による保護がスペインには及ばず、統一特許裁判所の判断がスペインには適用されないことを意味します。

単一特許および統一特許裁判所へのアクセス

単一特許による保護は、すべての出願人が利用できます。その結果、英国、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、スペインなどを含むすべての国からの出願人は、付与された欧州特許を a) 各国特許の束、または b) 各国特許のより小さな束および参加する EU 諸国を対象とする単一特許として網羅できます。これは、世界中のどの国からの出願人に対しても同様に該当します。

ブレグジットと統一特許裁判所

単一特許は、欧州連合全体に設立された新しい一連の裁判所である統一特許裁判所システムで行使でき、これらの裁判所からはルクセンブルグの控訴裁判所および時に欧州連合の司法裁判所（EUCJ）に控訴できます。ブレグジット後、英国政府は統一特許裁判所システムに参加しないことを確認しました。その結果、単一特許による保護は英国には及ばず、単一特許に関する統一特許裁判所または EUCJ の決定は英国には適用されません。

英国は、統一特許裁判所の中央部である「化学、製薬、ライフサイエンス」に専門支部を設置するように指定されていましたが、英国が EU から離脱し、UPC に参加しないことが確認されたため、この支部は英国に設立されなくなります。この中央部支部が他の国に個別に設立されるのか、それともパリの本部のような既存の支部と統合されるのかは明確ではありません。

UPC での代理

他の国と同様に、英国の出願人は単一特許を利用し、統一特許裁判所でそれらの特許を行使することができます。英国に居住する、または英国での資格を有する欧州弁理士など、資格のあるすべての欧州弁理士は UPC の特許権者を代理できます。したがって、ロンドン、ケンブリッジ、ミュンヘン、ハーグにあるオフィスすべての Reddie & Grose の弁理士は、統一特許裁判所でクライアントを代理することができます。UPC の裁判所の手続きは、EPO の異議申し立ておよび控訴ですでに使用されている手続きと同様であると考えられています。



ブレグジットの影響

単一特許および統一裁判所システムに対するブレグジットの影響は大きくありません。単一特許は英国では適用されないため、一元的な単一特許は当初期待されていたほど広範な欧州連合諸国を網羅することができず、単一特許の経済的価値は若干減少します。幸いなことに、付与された欧州特許を英国特許に移行するための費用は安価であり、単一特許と英国特許の両方を必要とする出願人の追加費用はゼロではありませんが、最小限にとどまります。

それでも、このわずかな追加費用により、特許権者に優位性がもたらされる可能性があります。UPCの欠点のひとつは、中央裁判所で単一特許に不利な決定が下された場合、特許取消のリスクが高まることです。英国の特許および裁判所システムは、欧州特許を行使するための代替フォーラムを引き続き提供します。

Reddie & Grose LLP

London: The White Chapel Building, 10 Whitechapel High Street, London, E1 8QS, London

Tel: 020 7242 0901 **Fax:** 020 7242 3290

Cambridge: Clarendon House, Clarendon Road, Cambridge CB2 8FH.

Tel: 01223 360350 **Fax:** 01223 360280

Reddie & Grose GmbH

Munich: Hopfenstrasse 8, 80335 München, Germany、Tel: + 49 (0) 89 206054 267

Reddie & Grose B.V.

Hague: Schenkade 50, The Hague, Netherlands, 2595 AR、Tel: +(00) 31 70 800 2162